

報道関係者 各位

令和 8 年 8 月 21 日(金)

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室

室 長 木下 勝規

地方賃金指導官 廣川 圭介

(電話) 048-600-6205

埼玉県最低賃金は令和 8 年 10 月 1 日から 時間額 1,196 円に改正されます

埼玉県最低賃金について、本日、埼玉地方最低賃金審議会(会長 野崎 正(のぞきまさし))は、令和 8 年 8 月 5 日付け答申に関する異議の申出について審議をした結果、令和 8 年 8 月 5 日付け答申どおり決定することが適当であるとの結論に達し、答申されました。

これを受けて、埼玉労働局長(田平 浩二(たびら こうじ))は、埼玉県最低賃金を、現行より 55 円引き上げ、時間額 1,196 円に改正することとしました。令和 8 年 9 月 1 日付けの官報に公示され、令和 8 年 10 月 1 日に発効する予定です。

改正額 (時間額)	現行額 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生日
1,196 円	1,141 円	55 円	4.82%	令和 8 年 10 月 1 日(木)

改正される埼玉県最低賃金の効力発生日の令和 8 年 10 月 1 日からは、埼玉県内で事業を営む使用者は、原則として、その使用するすべての労働者に対し、「時間額 1,196 円」以上の賃金を支払わなければなりません。